# 安曇野市立中学校の部活動方針(案)

平成27年1月 安曇野市教育委員会

# 1 方針の策定と経過

平成26年2月、長野県教育委員会は心身の成長過程にある中学生期にとってのスポーツ活動が「スチューデント・ファースト」(学習者本位)の精神に基づく、適切で効果的な活動となることを目指して、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を策定し、生徒一人ひとりに応じた指導の改善工夫及び運営体制の整備等の考え方を示しました。

安曇野市においては、この指針が示される以前から行政・地域・学校が参加する「安曇野市スクールサポート事業の部活動運営委員会」により学校の部活動の諸問題を協議したり、校長会や中体連による部活動あり方委員会がもたれ、運営の申し合わせ等が行われたりして適切な活動が展開できるようにしてきました。また、部活動延長型の社会体育については、県が奨励してきた内容により推進していまいりましたが、一部の過熱化による家庭の負担増や栄養(食事)・運動・睡眠(休養)のバランスの問題や責任の所在があいまいだったりする等の長野県の課題は本市においても指摘されております。

県の指針を受けて、安曇野市教育委員会・市校長会・市中学校体育連盟では、教職員と中学生やその保護者が主体的に新しい部活動を創造していく機会にしたいと捉え、三者が連携し平成26年度を試行期間として夏季大会終了後に朝部活動を行わない時期を設け、その前後に生徒・保護者アンケートを実施しその結果と分析内容を公表してまいりました。また、中体連専門委員会の種目ごとの委員会において顧問の意見を聴取し、教頭会や学校の部活動運営委員会においても各校の意見聴取をしてまいりました。

安曇野市教育委員会・安曇野市校長会・安曇野市中学校体育連盟は三者が連携し、 これらの分析結果を踏まえ、県の指針を基にして安曇野市立中学校の部活動方針を策 定しました。

## 2 方針の位置づけ

この方針は安曇野市立中学校の「運動系部活動」「文化系部活動」及び「部活動の 延長として行われている社会体育(教育)活動」に適用するものです。各中学校では 学校長の判断のもと、本基準内で適切な活動がなされるように留意することとします。

### 3 方針の周知と適用

- (1) 各校では平成26年度中に生徒・保護者に説明会を持つこととします。
- (2) 平成27年度当初、各校の職員会議・部活動発足会・PTA総会等で説明し確認します。
- (3) 部活動の時間確保や活動場所、下校時の安全確保等の課題については、平成2 7年度中に各校・各部で対応・検討し、必要に応じて三者で協議します。
- (3) 平成27年度以降、各校では部活動運営の検討委員会を設けて課題をまとめ検討するとともに、各校の「スポーツ・文化活動運営委員会」(部活動運営委員会)で協議します。市全体に係る件は必要に応じて「安曇野市スクールサポー

ト事業の部活動運営委員会」において連絡調整を行います。

(4) 方針については年度毎、各校の実態とともに生徒の生活習慣・体力・競技力等 を総合的に把握して、三者により見直しを図ることとします。

### 4 生活実態と部活動の現状

- (1) 市独自アンケートから
  - ①運動部への加入の状況はどの学年もほぼ同じ(61~63%)であり、加入率の減少は現在の在校生には見られません。
  - ②運動部活動に主体的な選択理由で加入しており、文化系部活動加入者の運動嫌いで運動部に入らない(20%)は県(27%)より少なく、目的意識を持って参加している傾向にあります。
  - ③「県の指針」の内容の中で最も関心のある項目は、生徒は朝の運動部活動(40%)で、保護者は運動部活動の延長としての社会体育活動(39%)でした。
  - ④今後の方向性で関心のある項目は、生徒・保護者とも「生徒の意欲、自主性、 自発的な活動を促す指導」(27%・31%)でした。
  - ⑤朝部活動がない時の起床時刻は約30分遅くなり、学校への到着時刻も約30 分遅くなっています。
  - ⑥朝食は、朝部活動がない時にしっかりとる生徒が増えています。
  - ⑦体調は、朝部活動がある時とない時を比較すると、朝部活動がない時に好調になった生徒が約30%増え、不調の生徒が17%少なくなりました。
  - ⑧朝部活動について、年間を通して行う希望が生徒(45%)・保護者(56.4%) が最も多く、期間限定と自主的活動を含めると9割以上の生徒・保護者が何らかの形での存続を望んでいます。
- (2)「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から
  - ①体力運動能力(H26年度)では、男女とも「敏捷性」に課題が見られ、女子の体力は依然全国との差がみられます。
  - ②運動部への加入率は(H26 年度・地域クラブ含む)男子は長野県を上回り、全国 (77.1%)とは同率です。女子は長野県とほぼ同じですが全国 (56.3%)を下回っています。
  - ③生活習慣(H25年度)での「睡眠時間」・「朝食の有無」では大きな問題はありません。
  - ④平日の運動時間(H25年度)は、男女とも朝の時間帯の運動時間が全国より約10分多いものの、放課後の運動が全国より約20分少ない状況です。
  - ⑤1週間の総運動時間(H26年度)は、男子は長野県より僅かに多く、全国より 僅かに少ない状況です。女子は全国より約90分少なく、長野県より少ない状 況です。
  - (3) 二つの調査から

安曇野市の生徒は概ね主体的に部活動の選択をして、目的意識を持って取り 組んでいます。朝の活動について生徒・保護者の多くは、規則正しい生活習慣の 獲得に有益と考えるとともに、放課後の運動時間を確保できない現状から必要な 活動と考えていると思われます。そのような理由から朝部活動の通年の活動を望 む声が多いと思われますが、朝部活がある時とない時の体調の自覚についての調 査からも分かるように、朝の活動には体調管理や朝食の質が下がらないようにする配慮が必要です。また、朝部活動実施について期間を限定しての希望については、通年の実施に対しての改革を望んでいるものと考えます。

保護者の延長型の社会体育への関心の高さは、部活動へ一本化した場合の時間確保の困難さへの不安もあるでしょうが、全体の場で語りにくい様々な意識等もあると思われますので、これらの思いへの理解も大切です。また、生徒・保護者とも「生徒の意欲、自主性、自発的な活動を促す指導」を求めており、顧問と生徒との意見交換や生徒間の意見交換等を通して、主体性を尊重した活動の工夫が必要です。

体力向上への取り組みは、運動系部活動に於いても重要な課題ですが、文化系や部活動未加入者を含めて体力向上や健康の意識を高めることも重要であり、特に女子生徒の運動をする機会を増やすことが今後の課題と思われます。

#### 5 部活動への願い

部活動は「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と中学校学習指導要領に示されています。部活動に取り組む積み重ねの日々は、生徒の生きがいとなり、友情を育み生涯の糧となっています。本市の中学生が部活動に取り組む中で栄養(食事)・運動・睡眠(休養)等のバランスの取れた生活習慣を身につけ、卒業後も自主的に運動やスポーツ、芸術や科学に親しみ取り組むことができるように願います。

また、本指針の策定にあたっては、中学生が主体的に新しい部活動を創造していく態度を育てたいと願ってまいりました。アンケートから明らかになったように生徒・保護者は「生徒の意欲、自主性、自発的な活動を促す指導」を求めており、顧問と生徒との意見交換や生徒間の意見交換等を通して、主体性を尊重した活動の工夫が必要です。

これからの部活動運営において、主役である中学生が自主的・自発的に取り組み、 生きる力の育成に繋がる活動を期待するものです。

## 6 活動基準

- (1)「朝の部活動」について 県の指針に準ずる。
  - ①原則、朝の部活動は行わない。

但し、以下の場合に限って行えるものとする。その際は、学校長の許可を得た上で生徒・保護者・職員に周知する。

- ②中体連主催の「夏季大会」及び「新人大会」「コンクール」前4週間
- ③「日没が早い時期」で午後の部活動が行えない(30分未満)場合
- ④活動開始時刻は7時30分以降とする。登校時刻は活動開始15分前を目安とする。
- (2) 始業前の「朝の活動」について 県の指針に準ずる。
  - ①上記②③以外は自主的な活動とする。
  - ②安全確保のため活動内容について適切な指導・助言をし、安全対策(事故やけが

等の防止・発生時の対応)や職員の巡視等について各校で講じておく。

- ③活動の場所については各校の指示による。
- (3)午後(放課後)の部活動について 県の指針に準ずる。
  - ①県の指針に示された2時間程度長くても3時間以内とし、各校では時間確保に努める。
  - ②「日没が早い時期」などの下校時の安全確保については十分配慮する。
- (4) 休日の活動について 県の指針に準ずる。
  - ①土日に活動する場合は、両日のいずれか1日として、昼をまたがない。
  - ②大会及び練習試合等で終日参加となる場合は、昼食時間や休息等に配慮する。
  - ③土日の両日実施した場合は、平日の休養日以外に1日の休養日を確保する。
  - ④祝日の活動は土日の活動に準ずる。
  - ⑤長期休業中の活動は、各校の計画による。
  - ⑥休日等の練習や練習試合、大会等への参加は事前に学校長の許可を得るとともに 生徒・保護者・職員に周知する。
- (5) 休養日について 県の指針に準ずる
  - ①平日に1日学校毎に設定する。土日に1日休養日を設定する。
  - ②十日の両日活動する場合は通常の休養日以外に1日休養日を確保する。
- (6) 部活動の延長として行われている社会体育(教育) について 県の指針に準ずる。
  - ①「部活動の延長として行われている社会体育(教育)」は部活動に一本化する。 冬季の活動場所や下校時の安全確保等に課題があるため、そのあり方につい ては、平成27年度中に各校・各部で検討する。必要に応じて、市教委・校長会・ 中体連の三者で協議する。
  - ②保護者会が運営し部活動顧問が指導しているいわゆる社会体育(教育)は認めない。そのため、下記を参考に改善を進める。
    - ・安曇野市スポーツ少年団、スポネット常念へ加入する。
    - ・既存の社会体育・教育・文化団体等(体育協会・競技団体等)へ加入する。
    - ・次の4原則を満たす新たな団体を立ち上げる。
      - ※社会体育(教育)活動の4原則
        - 規約策定・責任者設置・保険加入・一般公募
- 7 地域における社会体育(教育)活動等の充実について

教育委員会学校教育課・生涯学習課(スポーツ推進担当・社会教育担当)や社 会体育(教育)団体等(体育協会・競技団体・文化団体等)と連携し中学生期のスポーツ・文化活動の充実を考える。

8 中体連・校長会の申し合わせ事項(部活動の運営協約)見直しについて 今までの申し合わせを見直し、本方針に沿った申し合わせをする。